

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳**第119回 最高裁が訴訟時効について最新の運用ルールを制定
日系企業の債権管理・回収にも影響**

2017年10月1日から施行されている「民法総則」では、訴訟時効が「民法通則」で規定されていた2年から3年に変更されました。しかし、民法総則の施行前に発生した民事行為の訴訟時効期間が新旧法をまたぐことに関して、訴訟時効の実務における具体的な運用の方法が明確になっていませんでした。

最高裁判所から最近公布された『「民法総則」の訴訟時効制度の適用にかかる若干の問題に関する解釈』（以下「解釈」という）では、訴訟時効の運用規則について規定しています。今回は、これについて解説いたします。

◇訴訟時効が債権回収に影響したケース

現法A社は、2015年1月に中国の民間企業B社より工作機械購入の注文を受けた。契約で、B社は分割払いによりA社へ代金を支払い、最後に支払う約100万円の代金（総額の30%）は、機械の引渡検収を完了してから1カ月以内（15年6月末まで）に支払うものと約定していた。しかし、B社からこの支払いが一向に行われず、A社は数回にわたり支払いを催促したものの、B社との別事業での協力関係への配慮もあって、より強硬な回収手段を取ることはできずにいた。17年11月になってA社が再度支払いを催促したところ、B社からは「訴訟時効を過ぎている」ことを理由に、全額の支払いが拒否され、20万円の支払いにしか応じてもらえなかった。

◇本「解釈」の要点およびポイント

本「解釈」の訴訟時効の運用規則に関する要点およびポイントは次の通りです。

1. 訴訟時効の起算点が民法総則の施行後である場合、民法総則所定の3年の訴訟時効を適用し、従前の2年の訴訟時効は適用しない。

→この場合の運用規則は、十分に明確なものとなっています。

2. 民法総則の施行日時点で、従前の民法通則の規定に基づいた訴訟時効期間が満了していなかった場合は、民法総則所定の3年の訴訟時効を適用することができる。

→元の訴訟時効が中断または中止の理由によって延長され、民法総則の施行日をまたいだ場合、新たな訴訟時効を適用できるという点に注意が必要です。

前掲のケースにおいては、A社が2015年11月以降、17年6月末までに書面でB社に支払い催促通知を出すか、その他の司法行動を取っていた場合、適用していた2年の訴訟時効を中断して計算し直すことになるため、17年11月の時点では、訴訟時効を過ぎていないものとみなされ、B社の主張は成立しません。

3. 民法総則の施行以前、民法通則所定の2年の訴訟時効が満了していた場合は、民法総則所定の3年の訴訟時効を適用できない。

→この場合の運用規則も、十分明確なものになっています。

前掲のケースで、A社が17年6月までに訴訟時効を中断または中止させる行動を何も取っていなかったとすると、17年6月には確実に訴訟時効を過ぎることになり、勝訴できなくなります。

4. 民法総則の施行日の時点で、時効中止の原因が解消されていない場合、民法総則の訴訟時効中止に関する規定が適用される。

→訴訟時効が中止されたために民法総則の施行日をまたいだ場合、その後の中止規則には、新法の規定を適用することになります。

5. 本「解釈」の施行後、なお一審または二審の審理段階にある案件については、本「解釈」が適用され、施行前に終審した案件について再審を行う場合には、本「解釈」は適用しない。

→再審案件における運用方式は特殊なものとなるため、注意する必要があります。

◇日系企業の対応とアドバイス

訴訟時効は、日系企業のスムーズな債権回収における重要な問題です。新法の訴訟時効の運用規則について、本社および現法の関連業務を担当する社員を中心に、研修などを通じて理解を深めるとともに、有効な対応を取るための債権管理体制を確立し、訴訟時効を過ぎて債権回収ができなくなる事態の防止策を講じていくことが重要となります。

ごみ発電大手の三峰環境、IPOでA株上場へ

中国証券監督管理委員会・重慶証監局は10日、重慶市大渡口区を拠点とするごみ焼却発電業大手の重慶三峰環境集団（三峰環境）が近く人民元建てA株を新規株式公開（IPO）で証券取引所に上場すると発表した。重慶商報（電子版）が伝えた。

三峰環境は中国業界のトップ級企業で2017年の売上高は30億3000万元（約490億円）、総資産110億元。1998年の発足後、ごみ発電事業への投資、ごみ発電設備のEPC（設計・調達・建設）事業請け負い、設備製造、サプライチェーンの運営・管理などを手がけてきた。全国に子会社31社を持ち、うち28社はごみ発電のBOT（建設・運営・譲渡）事業を行っている。

重慶市傘下の国有企業で、国有資産監督管理委員会が経営支配権を掌握している。（時事）

トランプ政権、対米投資規制を強化＝安全保障重視、日本も影響

【ワシントン時事】トランプ米大統領は13日、対米直接投資の規制強化を盛り込んだ法案に署名し、同法は成立した。安全保障の観点から、米ハイテク企業の買収など審査対象案件を拡大することが柱。中国だけでなく、全ての国からの投資に監視を強める。日本からの投資も影響を受ける可能性が高い。

成立したのは「外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）」。外資の買収案件を審査し、大統領に買収を阻止する権限を認めている対米外国投資委員会（CFIUS）の権限を強化する。国防予算の大枠を定めた国防権限法に含まれた。

審査対象をCFIUSで規定する米企業を支配する買収に加え、(1) 重要技術・インフラ投資 (2) 機密性の高い米軍基地や政府施設に近い不動産の売買・リース (3) 米事業に関する外国人投資家の権利の変更などに拡大。審査期間の延長、一部投資の届け出義務化も盛り込んだ。

トランプ政権は、中国政府が関与する資本による米ハイテク企業の知財権買収が安全保障を脅かすと懸念。中国からの輸入に制裁関税を発動して是正を迫る一方、中国に限定した対米投資規制の強化を検討した。議会でFIRRMAの審議が進んでいたため、対中強硬策は見送ったものの、日本を含む各国が一律に対象となった。

米商務省によると、2017年の対米直接投資額は前年比31.6%減の2596億0700万ドル（約29兆円）。国別で日本は340億ドルと、カナダ、英国に次ぐ3位の主要投資国となっている。